

ると認められた場合において、緊急の必要があるときは、診察、消毒等その予防に必要な応急措置を行い、又は検疫官をしてこれを行わせなければならない。

(検疫感染症以外の感染症に関する診察等)

第二十六条の二 検疫所長は、外国に行こうとする者又は第十二条に規定する者が、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項から第七項までに規定する感染症で検疫感染症以外のものうち政令で定める感染症に関する診察、病原体の有無に関する検査若しくは予防接種又はこれらの事項に関する証明書の交付を求めたときは、当該検疫所における検疫業務に支障のない限り、これに応ずることができる。

(都道府県知事等との連携)

第二十六条の三 検疫所長は、第十三条第一項、第二十四条、第二十六条第一項又は前条に規定する診察の結果に基づき、当該診察を受けた者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体を保有していることが明らかになつた場合には、当該者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地）を管轄する都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

(検疫感染症以外の感染症についてのこの法律の準用)

第三十四条 外国に検疫感染症以外の感染症（次条第一項に規定する新感染症を除く。）が発生し、これについて検疫を行わなければ

めた場合において、緊急の必要があるときは、診察、消毒等その予防に必要な応急措置を行い、又は検疫官をしてこれを行わせなければならない。

(検疫感染症以外の感染症に関する診察等)

第二十六条の二 検疫所長は、外国に行こうとする者又は第十二条に規定する者が、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項から第六項までに規定する感染症で検疫感染症以外のものうち政令で定める感染症に関する診察、病原体の有無に関する検査若しくは予防接種又はこれらの事項に関する証明書の交付を求めたときは、当該検疫所における検疫業務に支障のない限り、これに応ずることができる。

(都道府県知事等との連携)

第二十六条の三 検疫所長は、第十三条第一項、第二十四条、第二十六条第一項又は前条に規定する診察の結果に基づき、当該診察を受けた者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第四項までに規定する感染症又は同条第六項に規定する指定感染症（当該指定感染症について同法第十八条又は第十九条（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定が適用される場合に限る。）の病原体を保有していることが明らかになつた場合には、当該者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地）を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。）に厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

(検疫感染症以外の感染症についてのこの法律の準用)

第三十四条 外国に検疫感染症以外の感染症（次条第一項に規定する新感染症を除く。）が発生し、これについて検疫を行わなければ

ば、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるときは、政令で、感染症の種類を指定し、一年以内の期間を限り、当該感染症について、第二章及びこの章（次条から第四十条までを除く。）の規定の全部又は一部を準用することができる。この場合において、停留の期間については、当該感染症の潜伏期間を考慮して、当該政令で特別の規定を設けることができる。

（新感染症に係る措置）

第三十四条の二 厚生労働大臣は、外国に新感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新感染症であつて同法第五十三条の規定により政令で定められる新感染症以外のものをいう。以下この条において同じ。）が発生した場合において、当該新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、検疫所長に、当該新感染症にかかっていると疑われる者に対する診察を行わせることができる。この場合において、検疫所長は、検疫官をして当該診察を行わせることができる。

2| 検疫所長は、第十三条第一項、第二十四条、第二十六条第一項、第二十六条の二又は前項に規定する診察において、新感染症の所見がある者を診断したときは、直ちに、厚生労働大臣に当該所見がある者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

3| 4| (略)

5| 厚生労働大臣は、第三項の規定により検疫所長に指示を行おうとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

ば、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるときは、政令で、感染症の種類を指定し、一年以内の期間を限り、当該感染症について、第二章及びこの章（次条から第四十条までを除く。）の規定の全部又は一部を準用することができる。この場合において、停留の期間については、当該感染症の潜伏期間を考慮して、当該政令で特別の規定を設けることができる。

（新感染症に係る措置）

第三十四条の二 検疫所長は、第十三条第一項、第二十四条、第二十六条第一項又は第二十六条の二に規定する診察において、新感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新感染症であつて同法第五十三条の規定により政令で定められる新感染症以外のものをいう。以下この条において同じ。）の所見がある者を診断したときは、直ちに、厚生労働大臣に当該所見がある者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

2| 3| (略)

4| 厚生労働大臣は、第二項の規定により検疫所長に指示を行おうとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

(経過措置)

第三十四条の六 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(罰則)

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条の規定に違反した者
- 二 隔離又は停留の処分を受け、その処分の継続中に逃げた者

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項の規定に違反して明告書を提出せず、又は虚偽の事実を記載した明告書を提出した者
- 二 第十一条第二項の規定により、書類の提出又は呈示を求められて、これを提出せず、若しくは呈示せず、又は虚偽の事実を記載したこれらの書類を提出し、若しくは呈示した者
- 三 第十二条の規定による質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

四 第十三条の規定により検疫所長又は検疫官が行う診察（第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）又は検査（同項の規定により実施される場合を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十四条第一項第一号から第三号まで、第六号又は第七号の規定により検疫所長又は検疫官が行う措置（第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避した者

(罰則)

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条の規定に違反した者
- 二 隔離又は停留の処分を受け、その処分の継続中に逃げた者

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項の規定に違反して明告書を提出せず、又は虚偽の事実を記載した明告書を提出した者
- 二 第十一条第二項の規定により、書類の提出又は呈示を求められて、これを提出せず、若しくは呈示せず、又は虚偽の事実を記載したこれらの書類を提出し、若しくは呈示した者
- 三 第十二条の規定による質問に対し、虚偽の答弁をした者

四 第十三条の規定により検疫所長又は検疫官が行う診察（第三十四条の二第二項の規定により実施される場合を含む。）又は検査（同項の規定により実施される場合を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十四条第一項第一号から第三号まで、第六号又は第七号の規定により検疫所長又は検疫官が行う措置（第三十四条の二第二項の規定により実施される場合を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第十四条第一項第五号の処分（第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）に違反した者

七 第十八条第二項の規定による旅券の呈示（第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）をせず、又は報告（同項の規定により実施される場合を含む。）をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは質問（同項の規定により実施される場合を含む。）に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

八 第二十四条の規定により検疫所長又は検疫官が行う措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第二十九条の規定による検疫所長又は検疫官の立入を拒み、妨げ、又は忌避した者

十 第三十四条の二第一項の規定により検疫所長又は検疫官が行う診察を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十九条第一項（第三十四条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第十九条第三項の規定に基づく命令（第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）に違反した者

四 七 (略)

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

六 第十四条第一項第五号の処分（第三十四条の二第二項の規定により実施される場合を含む。）に違反した者

七 第二十四条の規定により検疫所長又は検疫官が行う措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第二十九条の規定による検疫所長又は検疫官の立入を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十九条第一項（第三十四条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第十九条第三項の規定に基づく命令（第三十四条の二第二項の規定により実施される場合を含む。）に違反した者

四 七 (略)

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その

法人又は人については、この限りでない。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）	
法律	事務	法律	事務
（略）	（略）	（略）	（略）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百十四号）	第三章、第四章（第二十四条を除く。）、第五章（第三十五条第四項において準用する同条第一項並びに第三十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項（第五十条第七項において準用する場合を含む。）を除く。）、第七章（第五十条第五項及び第五十一条第四項において準用する同条第一項から第三項までを除く。）及び第八章の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（第二十七条第二項及び第二十八条第二項に規定する措置、第二十九条第二項の消毒並びに第三十一条第二項に規定する措置を除く。）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百十四号）	第三章、第四章（第二十四条を除く。）、第五章（第三十五条第四項において準用する同条第一項並びに第三十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項（第五十条第七項において準用する場合を含む。）を除く。）、第七章（第五十条第五項及び第五十一条第四項において準用する同条第一項から第三項までを除く。）及び第八章の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（第二十七条第二項及び第二十八条第二項に規定する措置、第二十九条第二項の消毒並びに第三十一条第二項に規定する措置を除く。）
（略）	（略）	（略）	（略）

改 正 案	現 行
<p>第七條（略）</p> <p>2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師でない者が診療所を開設したもの若しくは助産師でない者が助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 感染症病床（病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第二項に規定する一類感染症、同條第三項に規定する二類感染症及び同條第八項に規定する新感染症の患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）</p> <p>三、五（略）</p> <p>3、5（略）</p>	<p>第七條（略）</p> <p>2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師でない者が診療所を開設したもの若しくは助産師でない者が助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 感染症病床（病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第二項に規定する一類感染症、同條第三項に規定する二類感染症及び同條第七項に規定する新感染症の患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）</p> <p>三、五（略）</p> <p>3、5（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（協議）</p> <p>第六條 檢疫所長は、檢疫法第十三條及び第十四條に規定する措置（同法第三十四條の二第三項の規定により実施される場合を含む。）をとる場合には、あらかじめ、当該軍用艦船又は軍用航空機の長と協議しなければならない。</p> <p>（艦内隔離）</p> <p>第七條 檢疫法第十四條第一項第一号に規定する隔離（同法第三十四條の二第三項の規定により実施される場合を含む。）は、当該軍用艦船に檢疫感染症の患者を収容する施設があるときは、その施設に収容して行うことができる。</p> <p>（適用又は準用しない規定）</p> <p>第八條 軍用艦船又は軍用航空機の檢疫については、檢疫法第四條、第六條、第八條、第十一条第二項、第十九條第三項、第二十四條、第二十五條、第二十七條、第二十九條、第三十四條の二第三項（同法第十九條第三項に規定する事務の実施に係る部分に限る。）、第三十六條第一号、第三十七條第二号及び第三十八條第一号の規定は、適用せず、かつ、同法第三十四條の規定に基づく政令でこれらの規定が檢疫感染症以外の感染症について準用される場合においても、これを準用しない。</p>	<p>（協議）</p> <p>第六條 檢疫所長は、檢疫法第十三條及び第十四條に規定する措置（同法第三十四條の二第二項の規定により実施される場合を含む。）をとる場合には、あらかじめ、当該軍用艦船又は軍用航空機の長と協議しなければならない。</p> <p>（艦内隔離）</p> <p>第七條 檢疫法第十四條第一項第一号に規定する隔離（同法第三十四條の二第二項の規定により実施される場合を含む。）は、当該軍用艦船に檢疫感染症の患者を収容する施設があるときは、その施設に収容して行うことができる。</p> <p>（適用又は準用しない規定）</p> <p>第八條 軍用艦船又は軍用航空機の檢疫については、檢疫法第四條、第六條、第八條、第十一条第二項、第十九條第三項、第二十四條、第二十五條、第二十七條、第二十九條、第三十四條の二第二項（同法第十九條第三項に規定する事務の実施に係る部分に限る。）、第三十六條第一号、第三十七條第二号及び第三十八條第一号の規定は、適用せず、かつ、同法第三十四條の規定に基づく政令でこれらの規定が檢疫感染症以外の感染症について準用される場合においても、これを準用しない。</p>

○保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和三十九年法律第百五十五号）
 （附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に資するため、次に掲げる国の負担金及び補助金について、その経理に関する特例を設けることを目的とする。</p> <p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十八条第一号から第九号までの規定により都道府県（同法第六十四条第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、保健所を設置する市又は特別区）が支弁する費用のうち政令で定める費用に対する同法第六十一条第三項の規定に基づく負担金</p> <p>二 （略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に資するため、次に掲げる国の負担金及び補助金について、その経理に関する特例を設けることを目的とする。</p> <p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十八条第一号から第七号までの規定により都道府県（同法第六十四条第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、保健所を設置する市又は特別区）が支弁する費用のうち政令で定める費用に対する同法第六十一条第三項の規定に基づく負担金</p> <p>二 （略）</p>

○沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）
（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表（第百五条関係）				別表（第百五条関係）			
項	事業の区分	国庫の負担又は補助の割合の範圍		項	事業の区分	国庫の負担又は補助の割合の範圍	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
十五	感染症 指定医 療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 （平成十年法律第百十四号） 第六条第十三項に規定する第 一種指定感染症医療機関及び 同条第十四項に規定する第二 種感染症指定医療機関の整備	十分の七・五以内	十五	感染症 指定医 療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 （平成十年法律第百十四号） 第六条第十二項に規定する第 一種指定感染症医療機関及び 同条第十三項に規定する第二 種感染症指定医療機関の整備	十分の七・五以内
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)